

○白山市議会基本条例（解説付）

平成 22 年 12 月 27 日

条例第 28 号

改正 平成 24 年 12 月 20 日条例第 66 号

平成 25 年 6 月 24 日条例第 37 号

平成 27 年 12 月 18 日条例第 40 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員活動の原則（第 2 条―第 5 条）

第 3 章 市民と議会との関係（第 6 条・第 7 条）

第 4 章 議会と行政との関係（第 8 条―第 12 条）

第 5 章 議会の議決事件（第 13 条）

第 6 章 議員間の自由討議（第 14 条・第 15 条）

第 7 章 委員会の活動（第 16 条）

第 8 章 政務活動費（第 17 条）

第 9 章 議会の災害対応（第 18 条―第 20 条）

第 10 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 21 条―第 27 条）

第 11 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 28 条―第 30 条）

第 12 章 最高規範性（第 31 条）

第 13 章 補則（第 32 条）

附則

白山市は、霊峰白山のもと清らかな手取川の恵みと豊かな自然の恩恵を受け、永い歴史に培われた伝統文化や風土を守り継承していく中で、市民の一体感の醸成と自然と共生するふるさとづくりに取り組んでいかなければならない。

白山市議会（以下「議会」という。）は、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現のため、二元代表制のもと、選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であり、議会及び議員は、市民の負託に応える責務を有している。

このため議会は、不断の改革と研さんに努め市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえつつ、議会の持つ監視及び評価の機能をより充実するとともに、市民の声を聞くため、必要な情報の公開と説明責任を果たしていかなければならない。

また、議会諸活動への市民参加のもと、平等の権利を有する議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市政の論点を明らかにして、政策形成能力の向上を図ることが必要となっている。

ここに、議会は市民主体の開かれた市議会の最高規範として、議会活動のあり方の基本原則を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会活動及び議会運営の原則その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の意思の反映及び議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会の実現を図ることを目的とする。

第2章 議会及び議員活動の原則

(議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市民にとって、分かりやすい言葉での説明に努めること。
- (4) 市民の議会への関心を高める議会運営を行うこと。
- (5) 議会内での申し合わせ事項は、必要に応じて見直しを行うこと。

【解説】

- ・市民に親しみ、または関心を持たれる議会運営のための原則を規定しています。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議

員間の自由な討議を重んじること。

- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表として活動すること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【解説】

- ・議会の使命である議員間の自由な討議での論点、争点の発見による解決策の模索、市民の意見把握と代表としての議員の活動原則を規定しています。
(通年議会)

第4条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

- ・会期を通年とすることで議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応できるよう定めています。
- ・実施に関する詳細な事項は規程で定めています。
(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動する。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者による会議を開催することができる。

【解説】

- ・同一理念を持った議員集団を会派と規定しています。
- ・会派の届け出は、文書で議長に提出し、また、会派を変更する場合も、文書で議長に提出することになっています。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

3 議会は、本会議のほか、会議の公開を原則とする。

【解説】

- ・ 議会が持つ情報の発信、会議の原則公開、市民との意見交換の場を持つなど、議会への市民参加と連携を促進するための方向性を定めています。

(議会報告会及び意見交換会)

第7条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果を報告する場として、議会報告会を開催することができる。

- 2 議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民及び各種団体と自由に情報及び意見を交換する意見交換会を開催することができる。
- 3 議会報告会及び意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

- ・ 議会として説明責任を果たし、議会活動や会議での議論を、議員が直接、市民等に報告を行う議会報告会を開催できることとなっています。
- ・ 必要に応じ市民の多様な意見等を聴取し、議員及び市民が意見交換を行う場として、意見交換会を開催できることとなっています。

第4章 議会と行政との関係

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及び補助職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするとともに、市民に分かりやすい、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して趣旨確認をすることができる。

(議会審議における論点整理)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の提案根拠

- (2) 提案に至るまでの審議の経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

【解説】

- ・ 市長が重要な政策を提案する場合、7つの条件を示すことを求めています。これは政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の明確化を図ることとしています。
- ・ 政策の提案根拠や将来にわたる効果及び費用までを求めることで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。
- ・ なお、重要な政策とは、次の政策をいいます。
 - (1) 白山市のまちづくりの基本方針や分野別の計画及び各事業。
 - (2) 市民生活及び市の財政に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び各事業。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

【解説】

- ・ 予算及び決算の審議に当たって、市民の代表である議員が審議を深めやすくするための、分かりやすい資料の作成と提出を市長等に求めていきます。

(監視及び評価)

第11条 議会は、市長等の事務事業の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務事業の執行についての評価を明らかにする。

【解説】

- ・ 議会機能のうち、議会と行政の関係において生じる監視機能及び評価機能に

ついて、市民への説明責任に努めます。

(政策立案及び政策提言)

第12条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の議決事件

(議決事件の拡大等)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、白山市自治基本条例(平成23年白山市条例第2号)第11条に規定する総合計画のうち基本構想の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)とする。

2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ市長等に当該計画の策定等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。

【解説】

- ・地方自治法第96条第1項には、条例の制定改廃、予算を定めることなど議会在が議決しなければならない15項目が定められていますが、同条第2項では条例で議決事件を定めることができるとされています。
- ・議会は、市長等に対する監視機能を果たし、市民に開かれた議論を行うために議会の議決事件の拡大を図るものです。
- ・市が策定する重要な計画等の策定に関し、その理由や概要の説明を求めることを定めています。

第6章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第14条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を基本に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互間で議論を尽くすものとする。

【解説】

- ・議会の会議は、議員の自由討議を基本とした議会運営を行うことを定めてい

ます。

- ・ 議会の会議において審議結果を出す場合は、議員の自由討議により、多様な意見を出し合った上で、議会として議論を尽くすことを定めています。

(議員討論会)

第15条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意を得るため、議員討論会を開催する。

2 議員討論会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

- ・ この会は、全議員が一堂に会し、二元代表制の一翼を担う市議会としての責任と意欲を高め、主に中期及び長期的な重要施策及び重要課題に対して、各議員が建前でなく本音の思いを、徹底的に意見交換することを目的としています。

第7章 委員会の活動

(委員会の活動)

第16条 委員会審査に当たっては、市長等に対し資料等を積極的に開示するよう求め、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、質疑に対する答弁は責任をもって行わなければならない。

3 委員会は、市民の要請に対し必要に応じて、審査の経過等の説明を行うよう努めるものとする。

【解説】

- ・ 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会においても公正・透明性を心がけ、市民に分かりやすい審査に努めることや委員長の職責を規定しています。
- ・ 委員会での審査案件・経緯・結果について、市民や市内の各種団体から要請があった場合は、説明会等を催すことに努めることとしています。

第8章 政務活動費

(政務活動費の執行)

第17条 議員は、政策立案及び提言を行うため、並びに調査研究その他の活動のために交付される政務活動費の執行に当たっては、白山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年白山市条例第232号）を遵守しなければ

ばならない。

- 2 政務活動費に関する書類の公開については、白山市情報公開条例（平成17年白山市条例第11号）によるものとする。

【解説】

- ・政務活動費の交付に関する条例でいう調査研究その他の活動に加えて、政策立案、提言を行うことも規定しています。

第9章 議会の災害対応

（災害時の体制の整備）

- 第18条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穩を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。

【解説】

- ・大規模災害等の不測の事態が発生したときは、総合的かつ機動的な活動を行うため、議会の体制の整備について定めています。

（災害時の議会の役割）

- 第19条 議長は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための会議を開催するものとする。

- 2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長等に対し、提言、提案、要望等を行うものとする。

【解説】

- ・大規模災害等の不測の事態が発生したときの議会の役割を定めています。

（災害時の議員の役割）

- 第20条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、議長に自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

- 2 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

- 3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災

状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

【解説】

- ・大規模災害等の不測の事態が発生したときの議員の役割を定めています。

第10章 議会及び議会事務局の体制整備

(予算の確保)

第21条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(附属機関の設置)

第22条 議会は、議会活動に関する審査又は調査のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

【解説】

- ・議会活動に関する審査や調査のために学識経験者等により構成する第三者機関を設置し、より専門的、客観的な審査や調査を行おうとするもので、重要な役割を担う組織であるためその位置づけを条例に求めるものです。

(調査機関の設置)

第23条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

【解説】

- ・市政の課題に関する調査を行い議会審議に専門的知見を活用するために、学識経験者等により構成する専門的な調査機関を設置し、より専門的な審査を行おうとするもので、必要に応じて設置をすることから議決により設置するものです。

(議員研修の充実強化)

第24条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に係る能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等からの意見を求める議員研修会を開催するものとする。

【解説】

- ・議員の政策立案能力等の向上を目的とした議員研修会を開催することを規定しています。

(議会事務局の充実強化)

第25条 議長は、議員の政策立案及び政策提言を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

【解説】

- ・事務局職員の任命権者である議長は、職員の調査及び法務能力を高め、より良い事務局体制を整えるよう努めることを規定しています。

(議会図書室の利用)

第26条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

【解説】

- ・誰でもが利用できる、開かれた議会図書室とすることを規定しています。

(議会広報)

第27条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

- ・本条例第5条で積極的に情報を発信すると定めていますが、ここでは広報媒体を議会だより及びあさがおテレビなど多様な手段を講じて行うと規定しています。
- ・特に、広報に当たっては各議員の議案に対する対応を市民に公表することを定めています。

第11章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第28条 議員は、白山市議会議員政治倫理条例（平成17年白山市条例第231号）を遵守し、市民の代表として責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

【解説】

- ・議員は、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。
- ・議員は、白山市議会議員政治倫理条例を規範とし、遵守しなければならないことを規定しています。

(議員定数)

第29条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状と課題、人口、面積及び市の将来計画等を十分に考慮するものとする。

- 2 議員定数にかかる条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

【解説】

- ・議員定数の根拠についての定説はありませんが、どのような定数にするかは自治の問題であり、住民と共に議論し決定する必要があります。行財政改革の理論での報酬削減や定数削減は、議会の存在意義が薄れ地域民主主義を発展させることができなくなるだけでなく、議会自体の否定に繋がりがねず、市政の現状と課題、人口、面積及び市の将来計画等を十分に考慮し議会において決定できるものとしています。
- ・定数の改正は、市長の提案権を認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案することができるものと規定しています。
- ・議員定数の条例改正議案の委員会又は議員からの提出については、地方自治法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づきます。

(議員報酬)

第30条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の意見を参考にするものとする。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

【解説】

- ・報酬の改正については、多様な人材を議会に送り出す観点から、住民の意見や白山市特別職報酬審議会の意見を踏まえ定数の改正と同様、議員が提案す

ることができるものと規定しています。

- ・議員報酬の条例改正議案の委員会又は議員からの提出については、地方自治法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づきます。

第12章 最高規範性

(最高規範性)

第31条 この条例は、議会における最高規範である。

- 2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

- ・議員へ本条例の趣旨を認識するため4年に一度の研修を義務付けています。

第13章 補則

(見直し手続)

第32条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(白山市議会定例会条例の廃止)

- 2 白山市議会定例会条例（平成17年白山市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。